

中国民営企業における 独立取締役の監査・監督機能

— 監査役（会）との比較をふまえて —

1

経営行動研究学会第23回全国大会

2013年8月10日

柏木理佳

発表内容

- 発表背景および研究背景
- 論文の構成
 - 1 独立取締役と監査役の役割の重複（議論）
 - 1－1 監査役制度の経緯
 - 1－2 監査役制度の権限と構成
 - 1－3 監査役の実態
 - 1－4 監査役制度の問題点
 - 1－5 独立取締役制度導入の経緯
 - 1－6 独立取締役の権限と実態
 - 1－7 独立取締役制度の問題点
 - 1－8 独立取締役と監査役（会）の権限と役割の比較
 - 1－9 独立取締役の先行研究
 - 2 民営企業5分野の監査委員会における独立取締役の監査・監督機能
 - 2－1 民営企業5分野の監査・監督機能の分析結果
 - 2－2 分野・領域別における民営企業の監査・監督機能
- ・今後の研究課題

研究背景

★中国の対外投資増加

★国資企業改革促進、民営企業増加

・国資企業（工業部門）は再編・統合により95年の11.8万人から02年には3分の1へ減少（国家統計局「中国統計年報」）

・民営企業は95年23万社が00年には90万社、12年には840万社へ増加

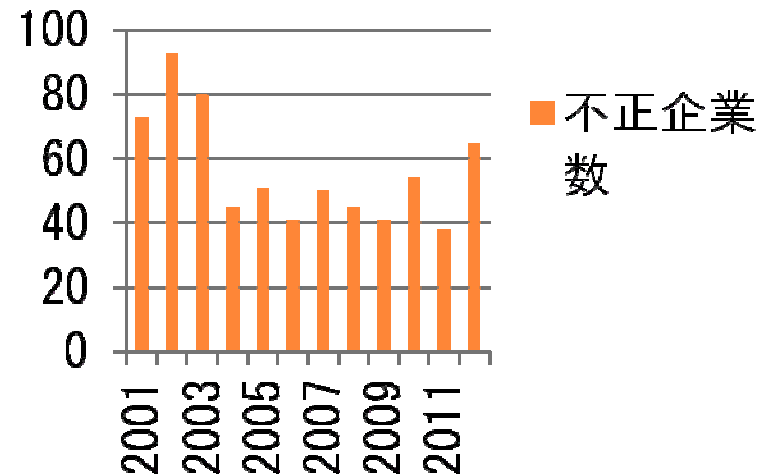
★中国企業の不正取引企業の増加

・深セン証券取引所上場企業1578社（6/28/2013）のうち不正取引企業として深セン証券取引所のHPに公開されている企業は755社

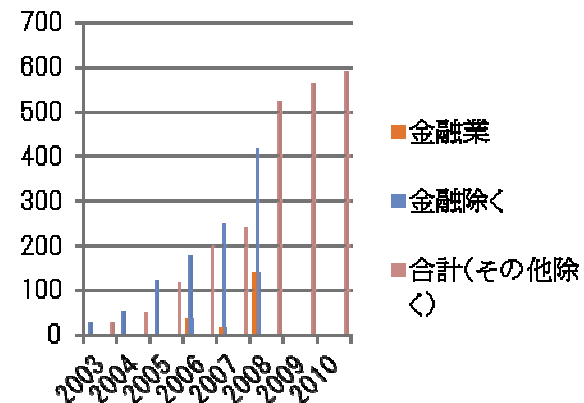
⇒企業統治が問題視

⇒特に独立取締役の役割が注目

（社） 深セン証券取引所上場不正企業の推移



出所：「深セン証券取引所」HPより作成



出所：「対外直接投資統計年報」『中国商務部』等より作成。2005年以前、2008年以降の金融業データ除く

仮説設定

- ★中国民営企業の監査役、及び監査役会と独立取締役の役割は、監査・監督機能などにおいて重複しており、ともに形式的なものでしかない。
- ★中国民営企業の独立取締役は、国有経済の構造調整領域における国有経済撤退分野に近い分野のほうが独立性が高く、監査・監督機能が強化されており、逆に国有経済支配分野のほうが形式的で独立性が低い。

1 独立取締役と監査役の役割の重複（議論）

- 中国の監査役は日本を、独立取締役は米国を参考にとりいれた制度で、ともに監査機関と位置付けられている（徐浩「中国上場会社の監査役と独立取締役について」『国際商事法務Vol.40, No7 (2012)』）
- 上場企業には監査役と独立取締役が併存しているが、権限の重複から選制制、監査役の廃止、独立取締役を業務監査に監査役を会計監査に特化するという併存、分業論がある（徐浩（2012）「中国上場会社の監査役と独立取締役について」『国際商事法務Vol.40、No7』）
- 選制論は監査役と独立取締役は同質のものと主張、日本を参考に、選制する自由を与えるべき（劉俊海(2003)「我国公司法移植独立董事制度的思考」『制法論壇』No3）
- 監査役廃止論は権限を強化しても役割は期待できないため米国流のガバナンスにすべき（趙旭東が2010年3月11日付の法制日報の取材で回答）
- 併存論は監査役と独立取締役とは性質上異なり、権限をうまく調整できれば、効果的な監査が期待できる（李健偉（2004）「論我国上場公司监事会制度完善」『法学』N02）
- 独立取締役の監督事項は全て監査役の監督事項に含まれて、権限も同じである（羅礼平（2009）「监事会与独立董事」『比較法研究』N03）

1－1 監査役制度の経緯

1903年	「欽定大清商律」(「商人通例」「公司律79条」)	株主総会、取締役会、監査役、株主総会で2名以上の会計監査人選任
1909年	公司律	会計監査
1946年 1950年	1930年の会社法改正 会社関連立法「私営企業暫定条例」	株式会社のみに。会計監査と適性法監査 有限・株式・株式合資会社に監査役設置
1992年	「深せん株式会社条例115条・100条」「海南経済特区株式会社条例102条・115条」国務院「株式会社規範意見59条・65条」	業務執行の監督(監査役会の監査・会長による取締役会決議の実施状況の監督・従業員代表参加の規定設置)
1993年	会社法 第8次人大・常委会第5	・統一会社法採択(会社の内部機関として設置) ・会計監査、適法性監査が権限に
2005年	会社法改正	監査役制度の強化(従業員監査役人数を全体の3分の1以上・臨時株主総会招集請求権・監査費用の会社負担・取締役会での意見陳述権)
2006年	中華全国総工会・従業員取締役・監査役制度を推進することに関する意見	従業員代表大会で選任、取締役会、監査役会で決議に参加する権利を行使、監査機能を発揮する制度
2008年	企業内部統制基本規範	会計監査、業務監査、妥当性監査(上場)

1-2 監査役制度の権限と構成

114条1項2号	監査機関として取締役会会長と監査役会の2つを規定する
114条2項	監査役会は株主代表と一定比率の従業員代表から構成、従業員代表比率は会社定款によって定められる
124条2項	株主代表の監査役は株主総会で選任・解任される 従業員代表の監査役は従業員投票で選任される
126条	監査役会は会社の財務の監査・取締役、支配人による業務執行の監査
126条1項2号	監査役会の権限は取締役・支配人による業務執行際の実法律・法規・定款違反行為に対する監督
124条3項	資格の制限なし。取締役・支配人・財務責任者及び国家公務員との兼任禁止のみ規定（子会社の兼任可）
54条3項	監査役・監査役会は、取締役及び高級管理職の行為が会社の利益を損なうとき取締役・高級管理職に是正を求めることができる
54条2項	監査役・監査役会は、法律・行政法規・会社定款又は株主総会の決議に違反する取締役・高級管理職の解任を提案できる
55条1項	監査役は取締役会に出席し、決議事項に対する質問・提案を行うことができる（出席権・提案権だけ監査役個人の行使が認められる）
54条4項	監査役・監査役会は、臨時株主総会の招集提案ができ、取締役が法に定めた株主総会招集権を行使し、臨時株主総会を開催し、臨時株主総会を開催する

1－2 監査役制度の権限と構成

152条	取締役・管理職が業務遂行で法律・行政法規、定款に違反し、損害賠償を負う場合、株主は監査役・監査役会に提訴できる。その場合、監査役は会社を代表して取締役等を提訴できる。
------	---

<従業員代表監査役>

52条・118条・68条・71条	株式会社は監査役会を設置、構成員は3名を下回ってはいけない。監査役は、構成員の3分の1以上が従業員代表でなければならない
------------------	--

150条	監査役が職務執行際に法律・定款等に違反した場合、賠償責任を負う
------	---------------------------------

119条	会社の財務の検査 取締役・上級管理職の職務執行の監督 法律・定款等に違反する取締役の罷免の提案 利益に損害を与える取締役と上級管理職に対する是正の要求 臨時株主総会招集の提案、取締役が株主総会会議の招集、職責を怠った場合の株主総会会議の招集等
------	---

1-3 監査役の実態

- ① 上場企業における監査役人数の平均は4人、法定設置人数の3人を上回っているが3人以下で規約違反の企業もある（合議制機関で、監査役会で監査役は単独で行使できず多数決で決議、同数がでないように奇数人数を設定）
- ② 監査役の学歴は学士が58%、短大が47%、短大以下が23%で、修士13%、博士1%で、独立取締役より学歴が低い。
- ③ 会計士は11.89%、エンジニア26.57%
- ③ 党の書記長が27.4%、労働組合主席が8.22%、紀律検査委員会書記長が10.96

独立性・専門知識が低く、監査・監督の役割は不可能

1－4 監査役制度の問題点

- 支配株主（＝いわゆる政府）、又は会社内部より選任されるため利害関係により適切な監督が困難
- 株主代表監査役の資格に規定がない
- 公務員が監査役を兼任禁止（旧会社法）⇒削除、公務員法53条では公務員が民営企業の兼任禁止
- 独任制でなく、賠償責任保険制度整備されておらず、取締役との連帯責任がない
- 従業員代表監査役は、従業員組合の主席、副主席は従業員監査役の候補でなくてはならない
- 従業員代表監査役は上下構造問題の利害関係より監査が困難
- 独立性の高い社外監査役導入企業は1割以下
- 国資独資企業の監査役は国有資産監督管理委員会が選任（会社法71条、82条）

1－5 独立取締役制度導入の推移

1997年	証券監督管理委員会「上場企業定款ガイドライン」 必要に応じて独立取締役設置
1999年	海外上場会社「規範運営及び改革進化に関する意見」 取締役の過半数、2人以上の設置義務。会社の情報提供義務
2000年	「国有大型・中型企業に現代企業制度を確立し、ガバナンスの強化のための基本的な規範」 株主に独立し、従業員でない選任 「上場会社企業統治ガイドライン」2人以上、取締役の2割（兼任は3割）の設置
2001年 定款改定	「上場企業における独立取締役設置の指導意見」、2人以上、3分の1以上の義務付け
2002年	「上場企業における企業統治準則」専門委員長は独立取締役が担当。会計士1人。
2004年	「流通株主の利益保護の強化に関する若干の規定」会計事務所の任免、監査機構の招聘

1－6 独立取締役の権限と実態

重大な関連取引に対する審査権は取締役会に提出する前に独立取締役の許可が必要

会計事務所の任免案を提出

取締役会、臨時株主総会の開催案提出

株主総会前、公開的に株主投票権の収集

取締役の指名・任免、取締役などの報酬、総額300万元以上、純資産5%以上の負債等の資金の流れ、債権の回収、少数株主の権益侵害などへの独立的な意見を求められている。

独立取締役の手当金は取締役会後、株主総会で決定

1-6 独立取締役の権限と実態

- ・学歴は経済学・技術系の博士修士取得者が全体の4割と高学歴
- ・会計士資格保有者は1割
- ・政府組織所属者が多い

- 「独立取締役の主な役割は、取締役と経営者への監督」(上海上場企業の独立取締役の10.57%、深せん市場上場企業の独立取締役の8.53%)
- 独立取締役の主な役割は「専門知識の指導」と回答(上海市場上場企業の独立取締役の14.38%、深せん市場上場企業の独立取締役の13.06%)。(上海証券取引所HP:上海証券交易所联合研究计划第20期课题「上市公司独立董事 角色定位、职责与责任」(2010))
- 上海証券取引所に上場している企業が独立取締役に、企業の決定に対して、反対意見を申し立てられたのは上海取引所公開年報企業総数の3.01%だけ (07年 李)
- ・「指名権に大株主の影響がある」46%。「反対票を投じたことがない」65%。「反対なのに1回くらいは賛成した」100%。(古川順一・容和平・陳藹芳「中国企業の企業統治」04)

実態では監督・監督機能は1割・独立性に欠ける

1-6 独立取締役の権限と実態

- 独立取締役を選任するとき最も重視していることは,
 - ①「財務・会計の専門知識」が上海98.8%、深せん99.46%。
 - ②「経営・法律等の制度に関する専門知識」が上海80%、深せん約80%。

・専門知識以外で最も選任時に重視することは

- ①「独立取締役の名誉や評判」が上海86.1%、深せん86%
- ②「人脈・社会とのつながり」が上海68%、深せん57.76%)

(上海証券取引所HP:上海証券交易所聯合研究計劃第20 期課題「上市公司独立董事 角色定位、
职责与责任」(2010) 2010年、上海市場上場企業818社、深せん市場上場企業374社対象)

企業はイメージアップ・経営アドバイザーのため選任



1－7 独立取締役制度の問題点

- 独立取締役の兼任が多く、情報非対称により十分な監査できない
- 独立取締役の出席率は50% (3回欠席で退任は守られていない)
- 独立取締役の自らの辞任増加 (責任・ペナルティ負担・名誉)
- 指名権は発行済み株式の1%以上所有株主にあるが、大株主＝政府のため人事権は政府にあり独立性にかける。
- 独立取締役の65%が高級官僚、23%副高級官僚と政府の関与が大きい



1-8 独立取締役 (監査委員会) と監査役 (会) の権限と役割

＜監査委員会＞	＜独立取締役＞	＜監査役会＞
会計監査制度の監督	会計事務所の任免提案	会計監査
会計情報、公開審査	独自に外部監査機関	異常察知後、外部監査機関依頼
社内外会計監査部の意思疎通業務	重大な関連取引の事前審査権 (承認後、取締役会審議事項へ・仲介機関での財務顧問報告依頼)	取締役役員に対する監督
内部統制制度監督	重大事項 (取締役・高級管理職の選任・解雇、報酬、株主、関連企業との取引の措置) 独立意見の発表	
	臨時株主総会開催提案	臨時株主総会開催提案
	株主総会前投票権収集	取締役経営者への提訴

2005年全人代大法律委員会「会社法正草案修正状況に関する報告」監査役会と独立取締役制度に有効な監督機能発揮させるため整備しなければならない

1－9 独立取締役制度の先行研究

袁萍など (06)	実証分析から独立取締役制度は企業の業績促進作用が明らかという結果
于东智 (03)	上場企業の独立取締役の設置は企業の業績を上げることはできず、逆に制限作用がある。
武立東等 (07)	民営上場企業の取締役における独立取締役の比率が高くなるほど究極の所有者の横領行為が抑制される
王躍堂 (03)	上場企業の独立取締役の設置は企業の情報の信頼性を高める。
彭有桂 (06)	上場企業の独立取締役の割合と情報開示の質は関連性がないという結果がでた。
申富平等 (07)	上場企業の独立取締役の指名と選任は主に大株主や総経理の意向が反映。大多数の首席執行官は独立取締役選任に対して影響を与えたい。
叶康涛等 (11)	上場企業が危機状態のときは、独立取締役は監督機能を発揮できるが多くの場合、独立取締役は管理者たちの行為に対して疑うことができない。
唐雪松等 (10)	独立取締役が独立的な意見をいうことで監督として誇りに思う動機よりも資格・利益喪失することのほうが怖い

2 民営企業5分野の監査委員会における監査・監督機能

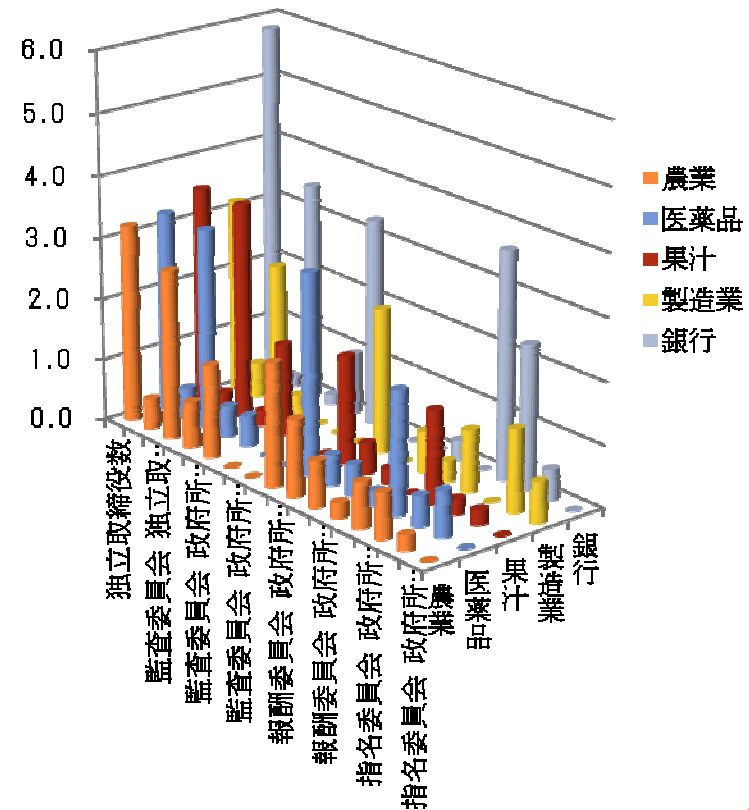
- ・5分野は「国有経済の構造調整」の国有経済強化⇒撤退⇒一般競争分野、銀行・農業・果汁・製薬・製造のB株上場民営企業31社(国資4社)、各社の直近の年報と1年前の年報から独立取締役のプロフィール、政府所属者の増加率等を分析し、取引所公開情報等で再確認。
- ・監査委員会での独立取締役の監査・監督機能
- ・監査委員会での会計士資格の独立取締役の割合
- ・専門委員会における独立取締役の一任・役割・影響力
- ・取締役における独立取締役の割合、政府所属者の影響
- ・専門委員会等への取締役の影響
- ・専門委員会での政府の関与
- ・取締役・独立取締役の政府所属の割合・増減
- ・非執行役員による専門委員会構成、政府所属の割合

国有経済の構造調整

	国有経済の処遇	分類基準	業種例	所有制形式
国有経済が支配すべき業種	絶対的な支配地位を保持すべきの領域	国家、社会の安全にかかわる業種、自然独占業種、公共財及びサービスを提供する業種、ハイテク産業の重要中核企業、国民経済の命脈に係る業種等	国防軍事工業、航空工業 社会公共安全設備、電子情報、郵便通信、マスコミ新聞、造幣、＜金融＞たばこ	国有独資公司
	支配地位を保持すべきだが、非国有資本の参入可能な領域	国家の支配なしでは公共サービスの提供、社会安定に影響し、投資の規模が一般に比較的に大きく、建設の周期も比較的に長く非国有経済が参入しがたい分野	電力、鉄道運輸と航空運輸 科学研究と総合技術サービス、公共設備サービス、水利管理と地質探査、衛生体育と社会サービス、教育、芸術＜農産品＞等	国有持株絶対支配公司
	国有経済の支配を一層強化しなければならない領域	長期的な発展に対し有意義であるが、国有経済の発展水準が不十分であり、国有経済の一定の支配力を保持し、かつ、その他の社会資本の投入を誘導すべきである分野	情報産業、電子及び通信設備製造業、新エネルギー産業＜医薬製造＞交通運輸電信、専用設備製造、軽紡工業用設備製造、基礎科学研究と総合技術サービス等	国有持株絶対支配公司 寡頭独占及び競争独占
	国有経済が撤退すべき業種と領域	企業の規模は小さいが、発展の可能性が高く、技術力が低くてもよい分野。労働集約型業種、競争激化産業、民営で効率、競争力を高める必要のある分野	加工業、絹製品業、小型用品製造業、ラジオテレビ設備修理等、＜食品製造＞及び加工業、繊維品製造業等、小売業、飲食、旅行サービス	国家株式参加公司、株式合作、混合所有制
	国有経済の参入撤退が自由な業種と領域	一般的な競争の分野	化学原料＜製品製造業＞、農林漁業に関する製品製造、電子製品製造業、交通運輸	国家株式参加公司、株式合作、混合所有制

5分野の民営企業における独立取締役の監査・監督機能の分析結果

企業名	農業	医薬品	果汁	製造業	銀行
独立取締役数	3.2	3.3	3.5	3.1	5.8
独立取締役の会計士数	0.5	0.5	0.3	0.6	0.2
監査委員会 独立取締役数	2.8	3.3	3.5	2.3	3.5
監査委員会 会計士数	0.8	0.5	0.3	0.3	0.2
監査委員会 政府所属独立取締役数	1.5	0.5	1.5	0.0	1.0
監査委員会 取締役数	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3
監査委員会 政府所属取締役数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7
報酬委員会 独立取締役数	2.0	3.3	1.8	2.3	0.0
報酬委員会 政府所属独立取締役数	1.3	0.5	0.5	0.0	0.0
報酬委員会 取締役数	0.8	0.5	0.3	0.7	0.3
報酬委員会 政府所属取締役数	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0
指名委員会 独立取締役数	0.8	2.0	1.5	1.0	3.7
指名委員会 政府所属独立取締役数	0.8	0.5	0.3	0.0	2.3
指名委員会 取締役数	0.3	0.8	0.3	1.3	0.5
指名委員会 政府所属取締役数	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0



2-1-1 銀行分野の監査委員会における独立取締役の監査・監督機能

銀行名	CITIC	浦 発	民 生	交通 (国)	中国 (国)	建設 (国)
企業における独立取締役数	5	7	6	6	6	5
企業における独立取締役の会計士数	1	0	0	0	0	0
監査委員会における独立取締役数	4	/	/	3	/	/
監査委員会における独立取締役の会計士数	1	0	0	0	0	0
監査委員会における政府所属独立取締役数	0	/	/	2	/	/
監査委員会における取締役数	0	/	9	1	/	/
監査委員会における政府所属取締役数	0	/	1	1	/	/
報酬委員会における独立取締役数	0	/	/	/	/	/
報酬委員会における政府所属独立取締役数	0	/	/	/	/	/
報酬委員会における取締役数	0	/	1	0	/	/
報酬委員会における政府所属取締役数	0	/	0	0	/	/
指名委員会における独立取締役数	3	/	6	2	/	/
指名委員会における政府所属独立取締役数	0	/	5	2	/	/
指名委員会における取締役数	0	/	1	/	/	/
指名委員会における政府所属取締役数	0	/	0	/	/	/

2-1-1 銀行分野の民営企業の特徴 (絶対的支配地域保持領域・分野)

- 会計士である独立取締役は3分の1行のみ存在する。他分野より各行の独立取締役数が5-7人と多いが非執行役員数も多い。
- 監査委員会に会計士の独立取締役は3分の1行のみ存在。
- 監査委員会に政府所属の独立取締役は3分の1、1人存在。
- 監査委員会に政府所属の取締役は3分の1行、1人存在。
- 取締役の専門委員会構成は監査委員会には3分の1行9人、報酬委員会には3分の1行1人、指名委員会は3分の1行1人
- 取締役は、国資銀行出身者や他の民営銀行出身者、銀監会出身と政協委員9分の2と政府所属が多い。
- 独立取締役は、過去、現在含め政府所属者が6分の5も存在するのが3分の1行存在する。
- 非執行役員NonExecutiveDirectorの割合が取締役より多く、監査委員会、専門委員会の構成員である。非執行役員は政府所属者ではない。
- 中国・建設・交通(国資)は、非執行役員onExecutiveDirectorのほとんどが政府所属者である。

＜非執行役員が構成員・政府の関与強い・会計士少ない・監査委員の取締役の影響＞

農業食品関連企業/企業名	超大	亜洲	中華	緑色	連発	雛鷹	袁隆	華英	新希望	黒龍(国)
企業における独立取締役数	4	4	1	3	3	4	4	3	3	3
企業における独立取締役の会計士数	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0
監査委員会における独立取締役数	4	3	1	3	/	/	/	/	/	/
監査委員会における独立取締役の会計士数	1	1	1	0	/	/	/	/	/	/
監査委員会における政府所属独立取締役数	1	2	0	3	/	/	/	/	/	/
監査委員会における取締役数	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/
監査委員会における政府所属取締役数	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/
報酬委員会における独立取締役数	4	1	0	3	/	/	/	/	/	/
報酬委員会における政府所属独立取締役数	1	1	0	3	/	/	/	/	/	/
報酬委員会における取締役数	1	1	0	1	/	/	/	/	/	/
報酬委員会における政府所属取締役数	0	1	0	0	/	/	/	/	/	/
指名委員会における独立取締役数	0	0	0	3	/	/	/	/	/	/
指名委員会における政府所属独立取締役数	0	0	0	3	/	/	/	/	/	/
指名委員会における取締役数	0	0	0	1	/	/	/	/	/	/
指名委員会における政府所属取締役数	0	0	0	0	/	/	/	/	/	/

農業食品関連分野の民営企業の特徴

(支配地位を保持すべきだが非国有資本参入しがたい領域)

- 会計士資格者である独立取締役が存在しない企業が5社、5割も存在している。
- 監査委員会に会計士の独立取締役は4分の3社。
- 監査委員会には政府所属の独立取締役は4分の3、各社1人から3人存在している。
- 監査委員会には取締役は存在しない。
- 政府所属の独立取締役による専門委員会構成員は4分の3社。
- 政府所属の取締役は専門委員会、報酬委員会に4分の1社、指名委員会に4分の1社、それぞれ1人ずつ存在。
- 取締役の専門委員会構成は、報酬委員会には4分の3社で3人、指名委員会には4分の1社で1人存在する。
- 非執行役員Non Executive Directorは各社2人から3人、いずれも政府所属者ではない。

＜政府の関与・取締役の関与＞

製薬業分野の監査委員会における独立取締役の監査・
監督機能

製薬業/企業名	WIN	銘源	四杯	天大
企業における独立取締役数	4	3	3	3
企業における独立取締役の会計士数	0	1	0	1
監査委員会における独立取締役数	4	3	3	3
監査委員会における独立取締役の会計士数	0	1	0	1
監査委員会における独立取締役の政府所属者数	0	1	1	0
監査委員会における取締役数	/	0	0	0
監査委員会における政府所属取締役数	/	0	0	0
報酬委員会における独立取締役数	4	3	3	3
報酬委員会における政府所属独立取締役数	0	1	1	0
報酬委員会における取締役数	/	0	1	1
報酬委員会における政府所属取締役数	/	0	1	0
指名委員会における独立取締役数	0	3	3	2
指名委員会における政府所属独立取締役数	0	1	1	0
指名委員会における取締役数	/	1	1	1
指名委員会における政府所属取締役数	/	0	0	0

出所：各社年報より作成

2-1-1 製薬業分野の民営企業の特徴

(国有経済の支配を一層強化しなければならない分野)

- 会計士資格保有者の独立取締役がない企業は2分の1社、監査委員会には会計士資格者は全社
- 政府所属の独立取締役は監査委員会に2分の1社、各社1人
- 政府所属の独立取締役による専門員会構成は報酬・指名委員会に各2分の1社、各1人存在する。
- 取締役が専門委員会に構成されている割合は、報酬委員会が2分の1社、指名委員会は4分の3社存在する。監査委員会には取締役は存在しない。
- 政府所属の取締役の委員会構成員は、報酬委員会に4分の1社、1人
- 非執行役員Non Executive Directorは各社2人から3人だが、政府所属ではない

<取締役の関与・政府の関与>

2-1-1 果汁分野の監査委員会における監査・監督機能

果汁分野/企業名	海昇	煙台	源	天溢
企業における独立取締役数	3	4	4	3
企業における独立取締役の会計士数	0	0	0	1
監査委員会における独立取締役数	3	4	4	3
監査委員会における独立取締役の会計士数	0	0	0	1
監査委員会における独立取締役の政府所属者数	2	2	2	0
監査委員会における取締役数	/	/	/	0
監査委員会における政府所属取締役数	/	/	/	0
報酬委員会における独立取締役数	3	0	2	2
報酬委員会における政府所属独立取締役数	2	0	0	0
報酬委員会における取締役数	/	/	/	1
報酬委員会における政府所属取締役数	/	/	/	0
指名委員会における独立取締役数	0	2	2	2
指名委員会における政府所属独立取締役数	0	1	0	0
指名委員会における取締役数	/	/	/	1
指名委員会における政府所属取締役数	/	/	/	0

2-1-2 果汁分野の民営企業の特徴 (国有経済が撤退すべき分野)

- 独立取締役で会計士資格保有者の存在しない企業は4分の3社
- 監査委員会に会計士資格保有者の独立取締役が存在するのは4分の1社のみ
- 監査委員会に政府所属の独立取締役が存在するのは4分の3社存在する。
- 報酬・指名委員会に政府所属の独立取締役はそれぞれ4分の1社、各1社存在する。
- 政府所属の取締役による専門委員会の構成員は存在しない
- 取締役による監査・指名・報酬委員会の構成員は存在しない。
- 非執行役員Non Executive Directorは各社1人から3人だが、専門委員会構成員ではない

＜会計士少ない・政府の関与＞

2-1-3 製造業分野の監査委員会における監査・監督機能

製造業/企業名	創	海信	T C L	ハ	康佳	無	合肥
企業における独立取締役数	3	3	4	3	3	3	3
企業における独立取締役の会計士数	0	1	1	1	1	0	0
監査委員会における独立取締役数	3	/	1	3	/	/	/
監査委員会における独立取締役の会計士数	0	/	0	1	/	/	/
監査委員会における政府所属独立取締役数	0	/	0	0	/	/	/
監査委員会における取締役数	0	/	0	0	/	/	/
監査委員会における政府所属取締役数	0	/	0	0	/	/	/
報酬委員会における独立取締役数	3	/	1	3	/	/	/
報酬委員会における政府所属独立取締役数	0	/	0	0	/	/	/
報酬委員会における取締役数	1	/	0	1	/	/	/
報酬委員会における政府所属取締役数	1	/	0	0	/	/	/
指名委員会における独立取締役数	3	/	0	0	/	/	/
指名委員会における政府所属独立取締役数	0	/	0	0	/	/	/
指名委員会における取締役数	1	/	2	1	/	/	/
指名委員会における政府所属取締役数	0	/	2	0	/	/	/

出所：各社年報により作成

2-1-3 製造業分野の民営企業の特徴 (国有経済が撤退すべき分野)

- 会計士である独立取締役が存在しない企業は7分の3社。
- 監査委員会には会計士である独立取締役は4分の1社。
(TCLの会計士資格保有者の独立取締役は監査委員会に所属せず、指名委員会に所属)
- 専門委員会の取締役の構成員は、報酬委員会に3分の2、指名委員会に3分の3社、各1人～2人。監査委員会には存在しない。
- 政府所属の取締役の専門委員会の構成は、指名・報酬委員会が各3分の1社、各1人存在する。
- 政府所属の独立取締役の専門委員会構成は、指名委員会に4分の1社、1人存在する。
- 非執行役員Non Executive Directorはいずれも3人だが、政府組織所属者ではない。

＜会計士少ない・政府の関与・取締役の関与＞

2-2 分野・領域別における民営企業の独立取締役の監査・監督機能

- 企業における会計士の独立取締役の割合は農業食品関連・製薬業が2分の1社、製造業が7分の4社だが、果汁が4分の1社で銀行は6分の1社。(規定下回る＝果汁・銀行)
 - 監査委員会に会計士の独立取締役は果汁・製造が4分の1社、銀行が3分の1社、製薬が2分の1社、農業食品関連が4分の3社。
 - 政府所属独立取締役の監査委員会の割合は、製造業・銀行はなしだが、製薬業が2分の1社、農業食品関連・果汁が4分の3社。
 - 監査委員会における取締役の割合は銀行が3分の1社だが、その他は監査委員会に取締役は存在しない。
 - 専門委員会における取締役の割合は、果汁はなし、製造業は3分の2.5社だが、銀行は3分の1社、農業食品関連は2分の1社、製薬業は4分の2.5社。(独立取締役に一任せず)
- ＜監査・監督機能は国有撤退分野に近づくほうがより形式的で支配分野のほうが機能強化＞

仮説の論証

- ①中国民営企業の監査役・監査役会と独立取締役の役割は、重複・類似点が多く、ともに形式的なものでしかない。
- ②国有経済撤退分野に近い民営企業の独立取締役のほうが、政府の関与は低く独立性は高い。
- ②しかし、国有経済撤退分野の民営企業の監査・監督機能は、国有経済支配一層強化分野の民営企業より形式的である。
- ②国有経済撤退分野の民営企業は、専門委員会において独立取締役に一任しておらず、取締役・企業家の影響を大きく受けている。究極の所有者による実質支配の影響という企業統治における現代の民営企業が抱える問題点が明らかに。

今後の研究課題

- 理論的分析をまとめながら分野別、不祥事企業と独立取締役の関連性の分析
- 5分野における企業統治構造と独立取締役の関連性の分析
- 独立(社外)取締役と監査役(会)の日中の比較分析
- 先進国における監査役(会)と中国の監査役(会)の比較分析
- 企業と独立取締役(日中)のヒアリング実施結果分析

主な参考文献

- 梶田幸雄 (2011) 「中国における従業員監査役制度の現状と課題」 麗澤大学紀要巻第93
- 金山権 (2008) 『中国企業統治論』 学文社
- 菊池敏夫 (2007) 『現代企業論—責任と統治』 中央経済社
- 菊池敏夫・太田三郎・金山権・関岡保二編著 (2012) 『企業統治と経営行動』 文眞堂
- 菊池敏夫・厚東偉介・平田光弘編著 (2008) 『企業の責任・統治・再生—国際比較の視点』 文眞堂
- 菊澤研宗 (2004) 『比較コーポレート・ガバナンス論』 有斐閣
- 桑名義晴・江夏健一 (2006) 『理論とケースで学ぶ国際ビジネス』 同文館
- 佐久間信夫 (2005) 『アジアのコーポレート・ガバナンス』 学文社
- 新津和典 (2011) 『ドイツとオーストリアの監査役会従業員代表制度』 中央経済社
- 千代田邦夫 (2009) 『現代会計監査役』 税務経理協会
- 平田光弘 (2008) 『経営者自己統治論—社会に信頼される企業の形成』 中央経済社
-
- 汪志平 (1995) 「中国国有企業改革の経済学的分析」 『経済と経営』、26巻3号、pp.473-499
- 大杉謙一 (2011) 「取締役会の監督機能の強化」 『旬刊商事法務』 No.1941、9月5日号
- 武立東・楊綿華・渡辺直樹 (2007) 「中国民営上場企業のコーポレート・ガバナンス—究極の所有者による実質支配とその問題点—」 『三田商学研究』 第50巻第1号 pp.173-189
- 方新 (2010) 「中国における監査役制度と運用状況(上)」 『監査役』 No.570 pp.61-75
- 方新 (2010) 「中国における監査役制度と運用状況(中)」 『監査役』 No.571 pp.95-107
- 方新 (2010) 「中国における監査役制度と運用状況(下)」 『監査役』 No.572 pp.163-173
- 古川順一・容和平・陳藹芳 (2006) 「中国企業の企業統治—企業アンケートからみる独立取締役制度の実態と課題を中心にして—」 『東京国際大学論業 商学部編』、第73号、pp.69-90
- 朱慈蘊・朱大明 (2011) 「中国会社法における従業員監査役制度」 『月刊監査役』 No.589
- 徐浩・末永敏和 (2012) 「中国上場会社の監査役と独立取締役について」 『国際商事法務』、Vol.40、No.7

邓菊秋 (2004)『独立董事制度研究』西南财经大学出版社
何玉長 (1997)『国有公司產權結構与治理結構』上海财经大学出版社
官欣荣 (2004)『独立董事制度与公司治理』中国檢察出版社
贝和亭 (1995)『法人治理结构：分權与制衡』福建人民出版
李健 (1999)『公司治理論』經濟科学出版社
李建偉 (2004)『独立董事制度研究』中国人民大学出版社
李維安 (2002)『現代公司治理研究』中国人民大学出版社
李維安·武立東 (2002)『公司治理教程』上海人民出版社
廖理編 (2002)『公司治理与独立董事』中国計画出版社
劉連煜 (2001)『公司治理与公司社会責任』中国政法大学出版社
劉偉·高明華 (1999)『轉型期的国有企業重組』上海遠東出版社
羅伯特·孟克斯·尼尔·米诺 (2006)『監督監督人：21世紀的公司治理』中国人民大学出版社
羅礼平 (2009)『監事会与独立董事』『比較法研究No3』
梅慎実 (2001)『現代法人治理結構規範運作論』中国法制出版社
馬更新 (2004)『独立董事制度研究』知識產權出版社
楊瑞龍 (2001)『国有企業治理結構創新的經濟学分析』中国人民大学出版社
于东智·王化成 (2003)『独立董事与公司治理』會計研究
王保樹編 (2000)『商事法論集』法律出版社
王保樹編 (2003)『全球競爭体制下的公司法改革』社会科学文献出版社
王天習 (2005)『公司治理与独立董事研究』中国法制出版社
李健偉 (2004)『論我国上場公司監事会制度完善』『法学No2』
王岐岩 (1999)『我国公司治理結構的主要問題和改進意見』『中国公司治理結構』外文出版社
鄭紅亮·王鳳彬 (2000)『中國公司治理結構改革研究一個理論綜述』『管理世界』
沈烈 (2012)『企業獨立取締役制度現狀解析与創新思考』『經濟管理』

- Alcorn,PB(1982) .*Sucess and Survival in the Family-Owned Firm*.New York:McGraw-Hill
- Caprio,Geraed&Laeven,Luc&Levine,Ross(2004)"Governance and bank Valuation",Policy Research Working Paper Series 3202,The World Bank
- Dyck,A.,and L.Zingales(2001). "Why are Private Benefits of Control so Large in Certain Countries and What Effect Does This Have on Their financial Development? Working paper,University of Chicago.
- Burkart,M.,D.Gromb,and F.Panunzi(1997)"Large Shareholders,Monitoring and the Value of the Firm",[J]*Quarterly Journal of Economics*,1997,112,693-728
- Churchill,N.C.,&Hatten,K.J.(1987)"Non-market-based transfers of wealth and power.A reaserch framework for family business",*American Journal of small Business*,12(2):53-66
- Classens,S.,S.Djankov.and L.H.P.Land.(2000).The separation of ownership and control in East Asian corporation.*Journal of Finance Economics*,58(1):81-112
- Faccio,M.,and L.Lang,(2002)The ultimate ownership of Western European corporation,*Journal of Financial Economics*,65,365-395
- Fan,P.H.,and T.J.Wong,Corporate ownership structure and theinfomativeness of accounting earning in East Asia.*Journal of accounting and Economics*.2002(23):401-425
- Grossman Sanford,Oliver Hart(1988)"One share-one vote and the market for corporate control",*Journal of Finance Economics*, (20):175-202
- Johson S.,La Porta R.,Lopez-de-Silanes F.,Sheleifer A.(2000)"Tunneling",*American Economic Revies*,90(2):22-27.
- La Porta,R.,F.Lopez-de-Silanes,A.Shleifer(1999),"Corporate ownership around the world"[J],*Journal of Finance*, (54):471-517.
- La Porta.R.,F.Lopez-de-Silance Florencio,Andrei,Shleifer,Vishny(2002)"Investor protection and corporate valuation"[J],*Journal of Finance*, (57):1147-1170.
- Maury,Benjamin,and Anete Pajuste(2005)"Multiple controllng shareholders and firm value",working paper,Stockhold School of Economics.
- Nickell,S.J.,D.Nicolitsas,N.Dryden,(1997):"What Makes Firms Perform Well?":European Economic Review,41,S.783-796.
- Pfeffer and Salancil(1978)"The external control of organization:A resource dependence perspective",Harper&Row(New York),1978.
- Useem,Michael,The Inner Circle(1984):*Large Corporations and the Rise of Business Political Activity*. New York:Oxford University Press.
- Yin-Hua Yeh and Tracie Woidtke,Commitment of Entrenchment?:Controlling Shareholders and Board Composion.*Journal of Banking and Finance*.working paper.